

第5号様式（第27条関係）

館長	係長	係員	受付	年	月	日	第	号
			許可	年	月	日	第	号

図書館会議室等使用許可申請書

1 使用会議室	<input type="checkbox"/> 会議室1 <input type="checkbox"/> 多目的ホール1 <input type="checkbox"/> 会議室2 <input type="checkbox"/> 多目的ホール2 <input type="checkbox"/> 多目的ホール3 <input type="checkbox"/> 多目的ホール4
2 使用目的	
3 使用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで (時間)
	年 月 日 時 分から 時 分まで (時間)
	年 月 日 時 分から 時 分まで (時間)
	年 月 日 時 分から 時 分まで (時間)
	年 月 日 時 分から 時 分まで (時間)
4 器具使用の有無	無・有 (テーブル 台、イス 脚、その他)
5 集会者の員数	人 (男 人・女 人)
6 利用料金の減免	<p>棚倉町立図書館会議室、多目的ホールの使用については、下記理由により利用料金の減免を受けたいので申請します。</p> <p>1 町が主催又は共催する場合 全額</p> <p>2 町内の幼稚園、小学校及び中学校が使用する場合 全額</p> <p>3 各種団体等が、町が所管する事業又は施策への協力を目的に使用する場合 全額</p> <p>4 各種団体等の使用目的が、使用者以外の町民福祉の向上に寄与する場合 全額</p> <p>5 町が後援、協力協賛する事業で、全県や全国規模の事業など、地域振興に寄与する場合 全額</p> <p>6 町内の幼稚園、小学校及び中学校の児童又は生徒により構成される団体が使用する場合 100分の50に相当する額</p> <p>7 町内の社会教育関係団体が、団体本来の目的のために使用する場合 100分の50に相当する額</p> <p>8 社会福祉団体、町づくり活動団体及びボランティア団体が団体本来の目的のために使用する場合 100分の50に相当する額</p> <p>9 身体障害者手帳の交付を受けている者又はこれらの者を活動の主体とする団体が使用する場合 100分の50に相当する額</p> <p>10 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又はこれらの者を活動の主体とする団体が使用する場合 100分の50に相当する額</p> <p>11 老人クラブが使用する場合 100分の50に相当する額</p> <p>(※減免に該当する番号を○で囲んでください。)</p>
7 その他	
<p>上記の使用については、棚倉町立図書館条例及び棚倉町立図書館条例施行規則を守りますので、許可して下さるよう申請します。</p> <p>一般財団法人棚倉町活性化協会理事長</p> <p>年 月 日</p> <p>住所 申請者 氏名 電話番号 (団体・クラブ名)</p>	

記入上の注意 1 使用時間は、準備及び撤去の時間を含めること。